

3 市町母子・父子及び寡婦等福祉実施状況

(1) 自立支援

市 町 名	自立支援教育訓練給付金			高等職業訓練促進給付金			自立支援プログラム		
	実施	予算 (千円)	予定 件数 (件)	実施	予算 (千円)	予定 件数 (件)	実施	予定 件数	策定員 配置 (人)
桑 名 市	○	400	6	○	10,394	10	×	—	—
いなべ市	○	60	1	○	4,811	2	×	—	—
四日市市	○	1,714	14	○	13,845	13	○	10	1
鈴 鹿 市	○	892	10	○	9,840	7	○	10	1
亀 山 市	○	894	5	○	6,421	5	×	—	—
津 市	○	598	6	○	10,924	9	○	10	1
松 阪 市	○	9,840	30	○	29,401	22	×	—	—
伊 勢 市	○	1,466	3	○	14,687	11	○	—	2
鳥 羽 市	○	99	3	○	1,730	1	×	—	—
志 摩 市	○	400	1	○	2,930	2	×	—	—
伊 賀 市	○	150	2	○	4,130	3	○	5	1
名 張 市	○	300	6	○	6,530	5	○	10	1
尾 鷲 市	○	200	1	○	1,200	1	×	—	—
熊 野 市	○	300	4	○	2,980	1	×	—	—
多 気 町	○	100	1	○	1,730	1	×	—	—

(2) 医療費助成

市町名	ひとり親家庭助成		寡婦助成		子ども助成			
	対象者	所得制限	対象年齢	自己負担	対象者		所得制限	自己負担
					入院	通院		
桑名市	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
いなべ市	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
四日市市	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
鈴鹿市	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
亀山市	18歳年度末	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	無	無
津市	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
松阪市	18歳年度末	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	有	無
伊勢市	18歳年度末	有	60～69歳	有	18歳年度末	18歳年度末	無	無
鳥羽市	18歳年度末	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	無	無
志摩市	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
伊賀市	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
名張市	18歳年度末	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	有	無
尾鷲市	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	有	無
熊野市	18歳年度末	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	無	無
木曽岬町	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
東員町	20歳月末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
朝日町	18歳年度末	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	無	無
川越町	20歳月末※	無	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
菰野町	20歳月末※	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	無	無
多気町	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
明和町	18歳年度末	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	有	無
大台町	18歳年度末	有	—	—	15歳年度末	15歳年度末	有	無
玉城町	18歳年度末	無	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
度会町	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
大紀町	18歳年度末	無	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
南伊勢町	18歳年度末	無	—	—	18歳年度末	18歳年度末	無	無
紀北町	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	有	無
御浜町	18歳年度末	有	—	—	18歳年度末	18歳年度末	有	無
紀宝町	18歳年度末	無	60～64歳	有	18歳年度末	18歳年度末	無	無

※子どもが学生の場合、20歳年度末まで対象。菰野町：医療費助成 令和8年9月受診分から18歳年度末まで拡充

(3) 医療費窓口無料化

市町名	対象者	備考
桑 名 市	18 歳年度末	・一人親家庭等医療費受給者証または、子ども医療費受給資格証、入院時限度額適用認定証（国保加入者のみ）を提示。 ・一人親家庭等医療費助成対象の子どもと、子ども医療費助成の対象者は三重県内の医療機関（整骨院・接骨院等は除く）は窓口無料 ・一人親家庭等医療費助成の本人（保護者）は償還払いのみ（窓口無料は無）
いなべ市	18 歳年度末	県内医療機関に限る。 ※接骨院などの一部医療機関は対象外
四日市市	18 歳年度末	子ども医療費助成のみ
鈴 鹿 市	18 歳年度末	
亀 山 市	15 歳年度末	福祉医療費助成受給者。県内医療機関で実施。 国保加入者の総医療点数が 12,300 点以上の時、限度額適用認定証の提示が必要。 （マイナンバーカード利用時は認定証の提示不要。）
津 市	18 歳年度末	福祉医療費受給資格証、限度額適用認定証を提示
松 阪 市	6 歳年度末	未就学児童を対象に、保護者の所得に応じ、窓口無料または1 受診 1,000 円までの窓口負担（償還払方式で後に助成）を実施。※入院時限度額適用認定証を提示
伊 勢 市	18 歳年度末	伊勢市福祉医療費受給資格証（現物給付）を提示 入院時、国保加入者は限度額適用認定証を提示
鳥 羽 市	15 歳年度末	R8.9.1～こども医療費助成の対象年齢及びひとり親家庭等医療費、こども医療費助成の窓口無料化を 18 歳年度末まで拡大
志 摩 市	18 歳年度末	
伊 賀 市	18 歳年度末	・種別が「子ども」「一人親家庭等」の人が対象 ・三重県内の医療機関等受診時に伊賀市福祉医療費受給資格証を提示 ・国民健康保険被保険者は高額療養費該当となる場合限度額適用認定証の提示が必要（オンラインで資格確認できる場合を除く）
名 張 市	15 歳年度末	三重県内の保険医療機関(医科・歯科・調剤)および訪問看護ステーションにて福祉医療受給資格証提示。国保の受給資格者は、入院時や通院の高額治療時に限度額適用認定証を提示
尾 鷲 市	6 歳年度末	
熊 野 市	18 歳年度末	福祉医療費受給資格証を提示（三重県内医療機関のみ） 国保加入者、入院時限度額適用認定証を提示
木曽岬町	18 歳年度末	
東 員 町	18 歳年度末	福祉医療費助成受給者証を提示
朝 日 町	15 歳年度末	
川 越 町	18 歳年度末	国保加入者は、総医療費 12,300 点以上は限度額適用認定証を提示
菰 野 町	15 歳年度末	福祉医療費受給資格証を提示
多 気 町	18 歳年度末	福祉医療費助成受給者
明 和 町	15 歳年度末	
大 台 町	18 歳年度末	
玉 城 町	18 歳年度末	
度 会 町	18 歳年度末	福祉医療費受給資格証を提示
大 紀 町	18 歳年度末	
南伊勢町	18 歳年度末	福祉医療費助成受給者、限度額適用認定証を提示
紀 北 町	6 歳年度末	福祉医療費受給資格証を提示

市町名	対象者	備考
御 浜 町	6 歳年度末	ひとり親家庭医療費受給資格証の提示
紀 宝 町	18 歳年度末	対象医療機関：三重県内、和歌山県新宮市内の医療機関

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業、放課後児童クラブ（学童保育事業）

市町名	日常生活支援事業	放課後児童クラブ（学童保育事業）		
	実 施	ひとり親家庭向け助成・減免	助成先	助成対象
桑 名 市	×	月額 6,000 円／人	運営団体	児童扶養手当
いなべ市	○	月額 6,000 円／人	運営団体	児童扶養手当、一人親家庭等
四日市市	○	月額上限 6,000 円／人	運営団体	一人親医療費・児童扶養手当
鈴 鹿 市	×	利用料減免 月額上限 6,000 円／人	運営団体	児童扶養手当
亀 山 市	○	月額 6,000 円／人	運営団体	児童扶養手当
津 市	○	月額上限 6,000 円／人	運営団体	
松 阪 市	×	利用料減額 月額上限 3,000 円／人	運営団体	児童扶養手当、一人親医療費
伊 勢 市	×	月額 2,000 円／人	運営団体	ひとり親医療費助成・生活保護
鳥 羽 市	×	1,500 円～6,000 円／人	ひとり親	
志 摩 市	×	小 1～小 3：4,000 円減額／月 小 4～小 6：3,000 円減額／月	ひとり親	ひとり親の市民税非課税世帯
伊 賀 市	×	利用料の 1/2 助成	運営団体	①生活保護 ②児童扶養手当、一人親医療費 ③市長が必要と認める金額
名 張 市	○	月額 4,000 円／人	運営団体	児童扶養手当
尾 鷲 市	○	月額 6,000 円	運営団体	児童扶養手当 兄弟入所の場合、2人目月額 8,000 円、3人目以降月額0 円・ (10,000 円)
熊 野 市	×	利用料減免 月額上限 3,000 円／人	運営団体	ひとり親家庭
木曽岬町	×	月額 3,000 円／人	運営団体	ひとり親 児童一人 3,000 円補助
東 員 町	○	月額上限 6,000 円／人	運営団体	児童扶養手当 利用料の割引
朝 日 町	×	月額 3,000 円／人	運営団体	児童扶養手当
川 越 町	×	月額上限 6,000 円／人	運営団体	児童扶養手当
菰 野 町	×	月額上限 6,000 円／人	運営団体	ひとり親家庭 利用料の減免
多 気 町	×	保育料のみ 1/2 助成	運営団体	児童扶養手当
明 和 町	×	利用料の半額を補助	運営団体	児童扶養手当
大 台 町	×	月額 3,000 円／人	運営団体	児童扶養手当が支給されている 者(証書で確認)
玉 城 町	×	利用料半額	ひとり親	児童扶養手当、生活保護
度 会 町	×	半額助成	ひとり親	児童扶養手当
大 紀 町	×	月額 3,000 円／人	運営団体	児童扶養手当
南伊勢町	×	月額上限 6,000 円／人	運営団体	児童扶養手当
紀 北 町	×	月額 3,000 円／人	運営団体	ひとり親家庭・児童扶養手当に準ず る所得制限
御 浜 町	○	第 1 子：利用料 50%減免 第 2 子：利用料 75%減免	運営団体	児童扶養手当
紀 宝 町	○	保護者負担金の半額を減免	ひとり親	ひとり親家庭

(5) ファミリーサポートセンター事業

市町名	受付窓口	電話番号	委託	備考
桑 名 市	桑名ファミリーサポートセンター	0594-22-9871	委託	—
いなべ市	いなべファミリーサポートセンター	0594-72-8002	委託	—
四日市市	NPO 法人体験ひろば☆こどもスペース四日市	059-323-0023	委託	利用料の半額を補助
鈴 鹿 市	特定非営利活動法人こどもサポート鈴鹿	059-382-1322	委託	利用料金 3 割助成
亀 山 市	子育て支援「かめのこ」	0595-82-9755	委託	—
津 市	特定非営利活動法人津子ども NPO センター	059-236-0120	委託	一人親家庭の場合、1 人目のみ 利用料金 3 割減額
松 阪 市	特定非営利活動法人松阪子ども NPO センター	0598-20-8246	委託	ファミリーサポートセンタ ー利用補助金
伊 勢 市	いせファミリー・サポート・センター	0596-28-5692	委託	ひとり親家庭向け助成等 5 割減額 生活保護受給者は 10 割減額
鳥 羽 市	とばファミリーサポートセンター	080-3684-5310	委託	利用料の半額を補助
志 摩 市	志摩市ファミリー・サポート・センター	0599-44-0892	直営	利用料半額（1 ヶ月 1 万円 上限）を助成
伊 賀 市	伊賀市ファミリー・サポート・センター	0595-26-7830	直営	ひとり親家庭、生活保護・非 課税世帯等 利用料金 1/2 助成
名 張 市	子ども支援センター かがやき	0595-66-3915	直営	無
尾 鷲 市	尾鷲市福祉保健課 子育て支援係	0597-23-8202	直営	
熊 野 市	熊野市ファミリーサポートセンター	0597-89-5633	委託	保育サポーター利用補助金
木曽岬町	朝日町・木曽岬町ファミリー・サポート・センター	059-366-1938	委託	利用料助成補助あり
東 員 町	三重県子ども NPO サポートセンター北勢中部 地域センター	080-9729-3095	委託	児童扶養手当受給者、生活 保護世帯、前年度の町民税 非課税世帯、1 か月利用料の 1/2（上限 10,000 円）
朝 日 町	朝日町木曽岬町ファミリー・サポート・センター	059-366-1938	委託	無
川 越 町	川越町ファミリー・サポート・センター	059-366-0800	委託	利用料 7/10
菰 野 町	菰野町社会福祉協議会	059-394-1294	委託	無
多 気 町	子育て総合支援室	0598-38-7750	直営	利用料の半額を助成 （交通費は含まず）
明 和 町	明和町こども課施設運営係	0596-52-7123	直営	非課税世帯 1/2 補助
大 台 町	松阪子ども NPO センター	0598-22-1950	委託	大台町ファミリーサポート センター等利用支援補助金
玉 城 町	三重県子ども NPO サポートセンター	0596-23-3938	委託	—
度 会 町	NPO 法人 三重みなみ子どもネットワーク	0596-28-5692	委託	—
大 紀 町	三重県子ども NPO サポートセンター	0596-23-3938	委託	—
南伊勢町			委託	無
紀 北 町	—	—	—	—
御 浜 町	御浜町ファミリーサポートセンター	05979-2-0336	委託	
紀 宝 町	紀宝町ファミリーサポートセンター	0735-32-4688	直営	基本料金から 200 円減免

(6) 学習支援事業（県・市町）

市町名	区分	委託先	開催箇所	事業対象要件	対象児童	児童数
桑 名 市	生活困窮	桑名市社会福祉協議会	5	生活困窮者世帯、ひとり親世帯、生活擁護世帯	小学1年生～ 中学3年生	小学生3人 中学生6人
いなべ市	ひとり親	NPO法人 こどもぱれっと	家庭訪問型	ひとり親家庭、生活困窮家庭、その他支援が必要と認められる家庭	小学1年生～ 中学3年生	小学生8人 中学生0人
四日市市	—	—	—	—	—	—
鈴 鹿 市	ひとり親	鈴鹿市母子寡婦福祉会	2	ひとり親家庭	小学3年生～ 中学3年生	小学生10人 中学生12人
亀 山 市	生活困窮	直営	3	生活保護受給者、就学援助費支給対象者、教育委員会が認めた者	小学4年生～ 中学3年生	小学生9人 中学生18人
津 市	ひとり親 生活困窮	(株)トライグループ (株)サクシード	3教室 公民館 2 か所 自宅派遣	児童扶養手当受給者、一人親家庭等福祉医療費支給対象者、生活保護受給者、就学援助費受給者	小学4年生～ 中学3年生	定員：ひとり親 78名、低所得子 育て世帯52名
松 阪 市	生活困窮	直営	2	生活保護受給世帯、 就学援助受給世帯	小学6年生～ 中学3年生	小学生10人 中学生50人
伊 勢 市	ひとり親	公益社団法人 全国学習塾協会	3	生活保護受給世帯、就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯	小学4年生～ 中学3年生	小学生26人 中学生24人
鳥 羽 市	ひとり親 生活困窮	鳥羽市社会福祉協議会	2	児童扶養手当受給者、生活保護受給者	小学4年生～ 高校3年生	小学生3人 中学生12人 高校生3人
志 摩 市		直営	4	特に無	小学1年生～ 中学3年生	小学生50人 中学生320人
伊 賀 市	ひとり親 生活困窮	(株)昇英塾 伊賀市社会福祉協議会	教室型 家庭訪問型	児童扶養手当受給世帯 生活保護受給世帯 就学援助費受給世帯	教室：中学1～3年生 家庭訪問型 小学1年生～ 中学3年生	教室 20人 家庭訪問 10人
名 張 市	—	—	—	—	—	—
尾 鷲 市	ひとり親 生活困窮	2団体に対し 補助金を支給	3	小学生～高校生（不登校児含む）	小学1年生～ 高校3年生	小学生16人 中学生3人 高校生1人

市町名	区分	委託先	開催箇所	事業対象要件	対象児童	児童数
熊 野 市		直営	未来塾： 8月と12月 土曜塾： 毎週	特に無	未来塾：小4～ 小6 土曜塾：小6、 中3	小学生 274 人 中学生 849 人 (令和7年度実績)
多 気 町	ひとり親 生活困窮	(株)サクシード	個別	就学援助制度基準額相当家庭等	小学5年生～ 高校3年生	小学生 1 人 中学生 4 人 高校生 3 人
三 重 県 木曾岬町 東員町 川越町 朝日町 菰野町 明和町 大台町 大玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町 紀北町 御浜町 紀宝町	生活困窮	(株)トライグループ	家庭 委託先の 施設 オンライン	三重県の所管地域（多気町を除く14町）に居住する ①就学援助受給世帯・生活保護受給世帯の小中学生 ②就学援助受給世帯と同様の困窮状態の世帯・生活保護受給世帯の高校生世代 ※なお、事業の利用にあたっては、委託先、三重県生活相談支援センター（生活保護受給世帯の場合は、県福祉事務所）との面談を要します。	小学5年生～ 高校生世代	令和7年度実績 約40人

(7) 子育て短期支援事業

市町名	ショートステイ		トワイライトステイ
	保育所等数	条件等	保育所等数
桑 名 市	18	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合	×
いなべ市	12	・ 夫の暴力、経済的問題等により母子を一時的に保護する必要がある場合 ・ 保護者の疾病、育児疲れ等により一時的に児童の養育が困難となった場合	×
四日市市	5	—	×
鈴 鹿 市	9	利用対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が必要と認められた者とする。 (1) 児童の養育が一時的に困難となった家庭児童 (2) 緊急一時的に保護を必要とする母子等 (3) 保護者が仕事等の事由によって恒常的に夜間の帰宅となり、又は休日に勤務するため不在となる家庭の児童	4 か所
亀 山 市	6	児童を養育することが一時的に困難になった場合等 ・ 疾病、育児疲れ、出産、看護、冠婚葬祭、レスパイトのためなどの理由 ・ 連続する 7 日の期間を限度とする。世帯、課税状況により利用者負担額あり。	×
津 市	17	・ 保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加、育児疲れ、育児不安等により、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童 ・ 養育環境等に課題があり、自身で一時的に保護者と離れることを希望する児童 ・ 経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする母子	×
松 阪 市	3	・ 保護者又は養育者の疾病、出産、家族の介護、事故、冠婚葬祭、失踪など、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合 ・ 1 回の利用につき、原則 7 日以内	×
伊 勢 市	8	—	×
鳥 羽 市	3	18 歳に満たない児童を対象に、(1) 疾病、出産、看護、事故、災害、失踪、冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事等の公的行事への参加等、保護者が環境上の理由により家庭において一時的に養育することが困難となった児童 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等、保護者が身体上又は精神上の理由により家庭において一時的に養育することが困難となった児童 (3) 経済的な理由等により緊急一時的に保護を必要とする母子	×
志 摩 市	7	委託先：乳児院 2 か所、児童養護施設 4 か所、母子生活支援施設 1 か所	×

市町名	ショートステイ		トワイライトステイ
	保育所等数	条件等	保育所等数
伊賀市	3	保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、失踪、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加、育児疲れ、育児不安等により、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童	×
名張市	5	市内に居住する児童、その家庭において当該児童を養育することが一時的に困難になった場合	2か所 市内に居住する児童 児童の保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において当該児童を養育することが困難になった場合
尾鷲市	9	利用できる期間は原則7日以内	×
熊野市	1	市内に住所を有する者	×
木曽岬町	2	—	×
東員町	2	町外の乳児院、児童養護施設に委託 東員町に住所を有する、養育が一時的に困難となった児童や緊急かつ一時的に保護を必要とする母子等を対象	×
朝日町	×	—	×
川越町	8	—	×
菰野町	3	保護者に家庭での児童の養育が一時的に困難となった事情が生じた場合に利用可能	×
多気町	7	—	×
明和町	×	—	×
大台町	3	疾病、出産等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合	×
玉城町	1	町内に居住する小学校修了前の児童で、保護者が次のいずれかに該当 (1) 児童の保護者の疾病、育児疲れ (2) 育児不安等の身体上又は精神上の事由 (3) 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由 (4) 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的事由 (5) その他町長が必要があると認める事由	×
度会町	3	・ 児童を養育している保護者が、保護者の疾病等により養育が一時的に困難となった場合 ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合 ・ 母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合	×
大紀町	×	—	×
南伊勢町	2	18歳年度末までの児童	×

市町名	ショートステイ		トワイライトステイ
	保育所等数	条件等	保育所等数
紀 北 町	7	病気、出産その他の理由により、家庭で養育することが一時手に困難な場合	×
御 浜 町	2	町内に住所があって、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童等	×
紀 宝 町	1	—	×

(8) 保 育 事 業

市町名	休日保育	
	保育所等数	条件等
桑 名 市	1	市の保育所(園)・認定こども園・小規模保育園に入所(園)している満1歳以上の市内居住の児童(一号認定を除く)で、保護者が就労等の理由により日曜・祝日に家庭での保育をすることが難しい場合
いなべ市	×	
四日市市	4	市内在住の認可保育所等在園児、満8か月もしくは満10か月以上、保護者のいずれもが就労等により休日に家庭での保育が困難な児童、平日に家庭で保育する日(保育施設等を利用しない日)があること
鈴 鹿 市	3	次のいずれにも該当する者 ① 市内に住所を有する者 ② 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定(同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に限る。)を受け、市内の特定教育・保育施設において保育を受けている者 ③ 児童の保護者及び同居の親族が、労働等の事由により休日に保育を行うことが困難な者 ④ 平日又は土曜日に保育を受ける特定教育・保育施設において、保育を必要としない日がある者。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
亀 山 市	1	満1歳以上の年齢であること。離乳が完了し、幼児食に移行していること。子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の区分に係る認定を受けていること。利用日時時点で保育所、認定こども園又は小規模保育事業実施施設を利用していること。休日保育を利用する事由が保育認定を受けた事由と同じであること。原則として休日等に常態的に保育が必要であること。休日保育を利用する日の属する週の休日保育を利用する日を含む保育日数が6日以内であること。ただし、保育の必要性が認められる場合はこの限りではない。
津 市	1	市内の保育施設・事業を利用している方で、保護者が支給認定を受けた事由(就労など)が休日にも常態的にあり、休日に保育ができない方。
松 阪 市	1	日曜日、祝日、年末(12/29～12/31)のみ
伊 勢 市	2	保育所きらら館：伊勢市の保育所等に入所している保育認定を受けている子どもに限る。 なかよし保育所：なかよし保育所に入所している子どものみ ※休日だけの利用はできません。別途保育料が必要です。
鳥 羽 市	1	-
志 摩 市	×	
伊 賀 市	1	保育の必要性が場合、他の保育所(園)入所中の児童でも利用可。在籍保育所(園)で平日に代休を取得することで休日保育利用料免除
名 張 市	1	休日に出勤等がある世帯。(認可施設で2号・3号として在籍の方のみ)
尾 鷲 市	×	
熊 野 市	×	
木曽岬町	1	土曜日のみ、保育認定を受けている児童

市町名	休日保育	
	保育所等数	条件等
東 員 町	1	町内公立保育園に在園している子の保護者のうち、土曜勤務が確認できる就労証明が出ており、かつ土曜保育の申請をしていること。
朝 日 町	×	
川 越 町	×	
菰 野 町	1	土曜日のみ町内の全公立保育園を利用する児童を対象として、1園で集中保育を行っている。
多 気 町	2	土曜日のみ。2号・3号認定者。
明 和 町	×	
大 台 町	×	
玉 城 町	1	保護者が就労により、家庭での養育ができない場合
度 会 町	×	
大 紀 町	1	土曜保育
南伊勢町	×	
紀 北 町	×	
御 浜 町	×	
紀 宝 町	×	

(9) 市町単独事業

(単位：千円)

市名	事業名	予算額	事業の内容
桑 名 市	こども医療費助成（市単独事業分） ・0歳～中学生の県の所得制限以上の 方も助成。 ・高校生相当の外来・入院分も所得制限 なく助成。	494,492	市内に住所を有する0歳から高校生相当（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）までのこども ※保護者の所得制限はありません ※生活保護受給・施設入所・里親委託されている方は対象外です
いなべ市	ひとり親家庭等入学卒業支度金事業	3,400	ひとり親家庭等に対し、入学卒業時の節目に準備のため、以下の支度金を支給 小学校入学 30,000 円 中学校入学 50,000 円 中学校卒業 70,000 円
四日市市	母子・父子福祉センター管理運営事業		各種相談や技能取得講座を実施
鈴 鹿 市	児童健全育成事業	265	母子父子家庭への活動費補助金
亀 山 市	ひとり親家庭等児童高等学校等通学費 援護金支給事業	3,132	児童扶養手当受給者の児童が、公共交通機関を利用して高等学校等に通学している場合、通学定期券の1箇月の通学に要する運賃に相当する額の1/2の額を支給する。（月額上限3,000円）
津 市	津市母子父子寡婦福祉会運営補助金	2,000	津市母子父子寡婦福祉会に運営補助金を支給
松 阪 市	交通遺児入進学卒業祝金支給事業	150	交通事故を起因として、両親あるいは父母のいずれかを失った児童に対し、小学校入学、中学校進学、中学校卒業時に祝金を支給する。 児童一人当たり 50,000 円
	母子寡婦福祉会活動事業補助金	415	松阪市母子寡婦福祉会への活動助成
	養育費の取決めに係る公正証書等 作成促進補助金	450	ひとり親家庭の親が子どもを監護・教育するために必要な養育費について、その履行確保を目的として、公正証書の作成や調停の申立てなど債務名義の取得にかかる費用を補助する。 公正証書の作成に要する手数料等 上限3万円
	養育費保証契約促進補助金	150	ひとり親家庭の親が子どもを監護・教育するために必要な養育費について、その取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的として、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)を補助する。保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回の保証料本人負担分 上限5万円
	養育費確保強制執行等費用補助金	450	養育費の支払いは親の強い義務であることを認識する契機とするため、ひとり親等が弁護士に依頼して養育費の請求を行う場合や自身で申し立てをした場合の費用の一部を補助する。
	医療費助成事業費（一人親家庭等）	500	医療費助成のうち、食事療養費のみ市単独
	（こども）医療費助成事業費	78,940	医療費助成（高校生～18歳年度末までの食事療養費

市名	事業名	予算額	事業の内容
伊 勢 市	母子福祉事業補助金	200	伊勢市母子寡婦福祉会への活動助成
	養育費確保支援事業補助金	440	養育費確保のため手続等に必要な費用を助成。 債務名義取得事業（上限3万円）、養育費保証事業（上限5万円）
	学習塾の費用助成		学習塾の利用を助成（クーポンを配布） 生活保護受給世帯、市民税非課税世帯：10万円 就学援助費受給世帯：6万円 対象 中学生
鳥 羽 市	とばファミリーサポートセンター事業	105	ファミリーサポートセンター利用額の半額を助成
志 摩 市	一人親家庭等医療費助成事業	13,380	18歳年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭等の医療費自己負担分を助成
	子ども医療費助成事業	81,096	18歳年度末までの児童に対して医療費の自己負担分を助成
伊 賀 市	こども医療費助成事業		医療機関等を受診した際の保険適用分の診療にかかる自己負担分を助成する。対象は、市内に在住の小学校修了後18歳年度末までの子（保護者の所得が所得制限内の子）の通院分と、0歳から18歳年度末までの子の所得制限撤廃分。
	伊賀市ファミリー・サポート・センター事業報酬助成金	197	ファミリーサポートセンター利用料金の1/2を助成
熊 野 市	こども医療助成	15,394 (ひとり親以外も含む)	18歳年度末までの子どもについて、県補助事業以外の医療費を助成
	保育サポーター実施支援事業	1,860 (ひとり親以外も含む)	一時的な預かりなど保育サポーターを利用した場合、ひとり親家庭では小学6年生までの児童を対象とし利用料金が1時間あたり200円（通常時間の場合）となるように支援する。
木 曽 岬 町	一人親家庭等児童入学・卒業祝金支給事業	140	一人親家庭等の児童に対し給付 小学校入学 5,000円／人、小学校卒業 10,000円／人、中学校卒業 10,000円／人
東 員 町	東員町ファミリー・サポート・センター利用料助成金	126	ひとり親家庭等の世帯のファミリー・サポート・センターの利用料のうち、1か月の利用料の合計額の2分の1に相当する額を助成（月額上限10,000円）
	ひとり親家庭等医療費助成	4,700	20歳月末 所得制限 有
	子ども医療費助成	62,940	入院・通院 18歳年度末まで 所得制限 無 自己負担 無
川 越 町	一人親家庭児童高等学校等通学費援護金	1,980	一人親家庭における児童が、公共交通機関を利用して高等学校等に通学している場合 (限度額 5,500円／月)

市名	事業名	予算額	事業の内容
菰野町	一人親家庭高校生等通学費援護金	2,604	高校生～20歳の年齢になった年度の3月末までの間の公共交通機関を利用する学生に対して通学定期券（月額分）の1/2又は3,500円（上限）のどちらか額が少ない方を助成する
	母子父子寡婦福祉会活動育成補助金	200	菰野町母子父子寡婦福祉会への活動助成
玉城町	入学祝金支給制度	450	ひとり親家庭の児童が小・中学校、高等学校等入学時に1万円／人を支給
大紀町	一人親家庭等入学・卒業祝金	390	小学校入学・中学校入学・中学卒業時30,000円／人
南伊勢町	ひとり親手当支給事業	1,180	18歳年度末まで 月額1,500円／人 中学校卒業時一時金 10,000円
	母子寡婦等（父子）事業補助金	155	母子寡婦福祉会活動事業に対する補助金
紀宝町	ひとり親家庭小学校入学祝金	300	ひとり親家庭に30,000円／人を支給